

クライミング公認ルートセッター規程に関する内規

第1条 クライミング公認ルートセッター規程（以下「規程」と略称する。）第4条に定める公認ルートセッターの認定に関する研修項目は、次による。

- (1) 国際競技会規則
- (2) その他クライミング競技の運営に必要な事項
- (3) 実技研修

第2条 規程第4条及び第5条による認定研修会における資料費等は、参加者負担とし、費用はその都度定める。

第3条 規程第7条第2項の登録は、次の順序による。

- (1) 規程第5条第1項に基づき公認ルートセッターに認定された者は、公益社団法人日本山岳協会（以下「日山協」と略称する。）会長の「認定通知書」によって指示された期日の10日前までに登録料5,000円（消費税別）を日山協に納付する。
- (2) 日山協は、登録手続きを行い、ルートセッター認定証を、認定された者に交付し、その結果をその居住する都道府県の岳連に通知する。

第4条 規程第8条の登録更新は、次の順序による。

- (1) 登録更新を希望する公認ルートセッターは、登録更新料5,000円（消費税別）及び「登録更新申請書」を添えて日山協会長に申請する。
- (2) 「登録更新申請書」には、登録更新を要するルートセッターが、規程第4条に定めた公認競技会におけるセッターとしての実績を記載しなければならない。
- (3) 日山協は、前各号によって提出された「登録更新申請書」を審査し、規程第5条及び第8条による認定及び登録更新を相当と認めた場合には登録更新手続きを行い、ルートセッター認定証を認定された者に交付し、その結果を所属岳連に通知する。

附 則

- 1 この内規の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
平成23年5月 6日 改定
平成25年5月11日 改定
平成27年4月30日 改定